

会議録

令和3年度 第3回市川市多様性社会推進協議会 会議録

開催日時 令和3年8月4日(水) 10時00分～11時40分

開催場所 第1庁舎 5階 第2委員会室

WEB 会議システムを利用したオンライン会議により開催した。

出席者 A委員、B委員(会長)、C委員、D委員、E委員

事務局 市川市総務部(植草部長、福田次長)

市川市多様性社会推進課 (佐々木課長、稲垣主幹、中村主事)

傍聴人 なし

議 事

- (1)市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について
- (2)その他

配布資料

- ・令和3年度 第3回 市川市多様性社会推進協議会次第

協議事項

- ・6-1保存年限(有効期間)
- ・6-2パートナー解消時
- ・6-3転出時
- ・6-4パートナーの死亡時
- ・7協議事項に対する意見のまとめ

資料編

- ・資料20-1～20-3先行導入自治体手続様式
- ・資料21公立小中学校・公共施設調査

発 言 者	内 容
委員 B(会長)	<p>それでは、ただ今より、令和3年度 第3回「市川市多様性社会推進協議会」を開会いたします。</p> <p>本日は、5名中5名の委員が出席されており、市川市多様性社会推進協議会要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。また、会議の公開につきましては、前回同様に、非公開とし、会議録につきましては発言者個人のお名前を「委員 A」「委員 B」と記載した形で公開することよろしいでしょうか。</p>
一同	【異議なし】
委員 B(会長)	<p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議題(1)「市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	(議題(1)市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について 協議項目6 有効性に関すること 1 保存年限(有効期間)について 協議事項 6-1 「保存年限(有効期間)」により説明。)
委員 B(会長)	<p>ありがとうございました。それでは「協議項目6、有効性に関すること 6-1、保存年限」について、何かご意見はございますか。</p> <p>自治体によって10年、30年、ないしは長期というように違いがございましたが。</p>
委員 A	もし市川市の文書管理規程に委ねるとした場合には、保存期間の区分について、どの様な規定となっているのでしょうか。1年、5年、10年、長期という形ですか。
事務局	一番長い保存年限で30年となります。1年、5年、10年、30年と保存期間が定まっています。
委員 A	ありがとうございます。届出の書類を公文書として扱うのであれば、1年、5年、10年、30年で、ということですね。
委員 B(会長)	他にご質問、ご意見はございますか。
委員 D	保存年限に関しては特に何年でも良いかと思いますが、マイナンバーカードの更新の際に合わせて、パートナーシップについても更新という形にさせていただけるとありがたいかと思います。
委員 B(会長)	マイナンバーカードの更新は、いつなのでしょう。
委員 D	電子証明書については5年ごとの更新で、顔写真については10年ごとの更新ですので、マイナンバーカードの手続で市役所に伺う際に、パートナーシップについても更新できたら良いのでは、という意見です。
委員 B(会長)	そうしますと、5年ですとかなり短いかなと思いますし、マイナンバーカードは必ずしも全員が持っているわけではないかと思いますが。
委員 D	そうですね、今マイナンバーカードの所持率が、だいたい3割くらいと聞いています。しかし、10年に1度、新しい顔写真への差し替えの際に「パートナーシップについてもお変わりないですか」と声をかけていただけるならば、(カードの所持者に限られますが)それも有効ではないかと思います。
委員 B(会長)	ご意見ありがとうございます。千葉市や明石市が30年としているのは、多分、同性パートナーに限らず、異性間における事実婚と同じように証明するとなれば、

	10年では短いと判断したからだと思いますし、それぞれの自治体が、どのようなパートナーシップ制度に整えるかによって、その辺の緩やかさ加減にも影響を与えてくるかと思います。この協議会では、今までの議論の中においても、「かなり緩やかな制度にしていきましょう」という方向で進めてきましたので、そういった点から5年、10年というのは短いかなという印象を受けますが、いかかでしょうか。
委員 A	私は、もし保存年限を定めるのであれば、5年、10年より、30年がよいと思っております。もしくは保存年限を定めないというの、一つの選択肢かと思うのですが、その違いについて、まだ私の中で明確な理由は出せていません。 以前から申し上げていますが、できる限り、異性婚に近いような内容に寄せていきたいと思っています。異性婚であれば、そもそも保存年限がない。しかし、異性婚とは状況も違うということで、頭の中で考えがぐるぐる巡っています。この辺り、皆さんの意見も聞かせていただきたいと思っています。
委員 B(会長)	法律婚については戸籍制度が紐づけされるために、とにかく永遠に、というような感じですね。離婚歴もすべて、ずっと残っていきますので、「法律婚と同様に」としたときに、戸籍制度とは違ってくるのではないかとはいえます。「定めがない」という選択肢はあり得るのでしょうか。事務局からご説明いただけますでしょうか。
事務局	届出をしていただいた書類については、保存年限を要綱や条例で定めない場合でも、どういった期間にするか、文書管理規程に基づいて決める必要があります。 仮に30年保存とした場合、実際に30年経ったときに、その後どうかという判断をすることになるかと思っています。届出書類について、自治体としては公文書として保存期間を決めていくことになります。
委員 B(会長)	ありがとうございます。委員 E いかがでしょうか。
委員 E	私も保存年限は定めないので良いと思ったのですが、定めるのであれば長い方が良いかと思っています。したがって、30年、つまり「可能な限り」という形です。
委員 B(会長)	委員 C いかがでしょうか。
委員 C	同じ考えです。確か、国の方でしたか、家族関係や養子縁組関係の書類の保存期間の議論があったときに、100年という数字を見たことがあるような気もしたのですが…。これからは人生100年と言われているので、保存期間が切れてしまったことによる不便が生じないようにしたら良いのではないかなと思うので、なるべく長くという、委員 E のご意見に同じです。
委員 B(会長)	ありがとうございます。事務局からは「保存期間を定めることになっている」ということでしたが、30年より長いという例はあるのでしょうか。
事務局	最長が30年ですが、30年経ったときに、その後も保存していくのか、もしくは破棄していくのかを判断していくことになります。
委員 B(会長)	そうしましたら、30年が最長であったら、30年経ったときに、継続して保存するかどうかの意思確認をするということになるのでしょうか。
事務局	そうですね、その時点で判断をすることになるかと思っています。
委員 B(会長)	委員 C がおっしゃったように100年とか、保存期間が30年を超えるということは不可能なのでしょうか。
事務局	現状として、公文書管理規程の中で最長が30年、ということになっていますので、

	保存期間の30年に近づいたら、その後の期間延長や破棄について判断していくということになるかと思います。
委員 B(会長)	他の自治体も30年が最長で、渋谷区と港区などの内部規定の場合も長期保存というのが30年ということになるのでしょうか。
事務局	他の自治体では永年保存という括りを設けている場合もありますが、自治体ごとに多少その規定は異なります。本市は、本市の公文書管理規程により、保存年限を決定することとなります。
委員 B(会長)	要綱で定めるとしたら、30年を超えられないという根拠はあるのでしょうか。
事務局	要綱であっても、当市の規程の中での定めになってくるというところです。
委員 B(会長)	そうすると、現状では最長が30年ということの理解でよろしいですね。
事務局	市川市は、国の公文書管理法に準じて公文書管理条例というものを定めております。これを受けて文書管理規程という下位の法規があるのですけれども、その中で最長で30年、そして30年経ったところで、その公文書が市として歴史的な価値を持って、後世に引き継がなければならない、という文書については永年ということで保存をいたします。それ以外につきましては、基本的に廃棄の方向となります。30年後に判断を行う際、届出をさせていただいた書類が市川市として歴史的な価値を有していて後世に引き継ぐものとは、一般的にはなかなか考えにくいのではないかと判断いたしますと、ここで市の条例や規程を根拠に30年と定めた上で、(廃棄を前提に)30年後にもう一度手続をしていただく、あるいは保存期間を更に延長するというようなことになるかと考えております。
委員 B(会長)	30年後に、もしかしたらもっと良い制度になっている可能性もありますし、法律婚が可能になったとしても、やはりパートナーシップを利用したいという方もいらっしゃると思いますので、最長30年ということにして、30年後にはより良い制度もあるかもしれないので、その時にまた判断していただく、ないしはその前に判断していただく機会がくるかもしれません。ここは30年ということよろしいでしょうか。
事務局	是非、それでお願いしたいと思います。
委員 B(会長)	それでは次の6-2について事務局よりお願いいたします。
事務局	(協議項目6 有効性に関すること 2 パートナー解消時について 協議事項 6-2 「パートナー解消時」により説明。)
委員 B(会長)	まず解消届を提出し、そして必要なものは回収するということと、それから、一方から届があった場合の処置をどうするか、渋谷区は本人がパートナーにその旨通知する、千葉市は職員が通知するというのが違うようです。
委員 A	(1)の届出書類の提出と受領証等の返還は、もちろん実施されるかと思いますが。(2)に関しては、私は何も注記は要らないのかなと思っております。届出書の中でそれぞれが自署さえしていれば、合意ということに繋がるので、特に記す必要はないのかと思います。
委員 B(会長)	二人の自署によるサインがあれば、一人で持ってきてもいいのではないかと、ということでしょうか。
委員 A	そうですね。特にこういった渋谷区や千葉市のような注記は要らないのではないかと、思います。

委員 B(会長)	委員 A がいつもおっしゃっている、異性の法律婚となるべく近くということと言うと、離婚届って一人で持っていてもいいですね。
委員 A	そうですね、そうだと思います。明確なところまでは、分からないのですが。
委員 C	私の理解では一方が届出すると、他方に対して「こういうものが届出されました」という通知が来るかと思っておりますが、どうでしょうか。もし法律婚に準ずるとして、関係が一方的に解消されることもあり得るので。離婚の時、どういう流れになっているか、事務局の方で分かりますでしょうか。
事務局	戸籍の届出の際の本人確認については、届出を当事者一人のみで提出した場合は、来庁された届出人については、持参の身分証明書で本人確認出来れば、それ以上、何も行きません。来庁されなかった届出人については、住民登録されている住所地に、郵送でそういった届出がされたことを通知するとのことでした。
委員 B(会長)	そうしますと、法律上の結婚を解消する「離婚」の際、もし一人で来庁し、届出をした場合は、もう片方の方に通知をする、ということになっているんですね。
事務局	そうです。
委員 B(会長)	そうすると千葉市がそれに近いということでしょうかね。
事務局	千葉市は、法律婚と近いやり方をしていると思います。
委員 A	そういうことであれば、私は法律婚とできる限り近いものの方がいい、という気持ちがあるので、千葉市の流れがいいのではないかと思います。
委員 B(会長)	私もはじめて知りました。委員 E いかかでしょうか。
委員 E	勝手に提出されるようなことはないと思いますが、一人で届け出をした時は、もう片方に通知がくるものだと私も思っていましたので、定めるのであれば千葉市の方法が良いと思います。
委員 D	私も千葉市の方に賛成です。
委員 C	異議なしです。
事務局	恐れ入ります。一点よろしいでしょうか。いま議論していただいた内容というのはいわゆる法律婚で言えば、お互いの協議が整った「合意の上での離婚」という想定であるかと思うのですが、実際には、必ずしも合意が成り立つ場合ばかりとは限りません。 法律婚の場合であれば厄介な手続等が必要となりますが、パートナーシップの場合、仮に一方の当事者から、「関係を続けるのがもう嫌だ」ということで、お互いの合意が出来ていないまま、解消の届出が出されてしまうというような場合にどのように考えるべきか、ご意見を伺えればと思います。
委員 B(会長)	これは、あり得ないことではないと思うのですが、いかがでしょうか。法律婚の場合は家裁の調停などをするのですよね。
事務局	家裁の調停を経て、最終的には家庭裁判所での裁判になると思います。それは法律婚だからだと思いますが、パートナーシップの場合には、どうなるかというところです。一人はまだ気持ちがあるけれども、もう一人にはもう気持ちがない、となった時に、気持ちがなくなった方のみで届出をしてよいのか。
委員 B(会長)	この書類はお互い自署のサインなのですよね。ですから、少なくとも片方がサインしなければ出せない形式にはなっていますよね。

委員 D	法律婚の場合、離婚の条件が整わないときに、一方から勝手に離婚届を出されないように、離婚届が出されたとしても受理しないでください、という不受理届があると聞いたことがあるのですが、その辺りはいかがでしょうか。
事務局	おっしゃるとおり、不受理申出というものがございますので、それによって離婚届をブロックしておくという事は可能です。
委員 D	法律婚に近づけるということであれば、不受理届の規定も定めておいた方が良いでしょう。他の委員さんたちの意見を伺いたいです。
委員 B(会長)	いかがでしょうか。
委員 A	異性婚の場合は、婚姻している関係で色々な法的なことが関わってくる、家裁などに発展していくというように、法律がすごく絡んでくるので、不受理届の必要意義はあると思います。しかし、パートナーシップ制度においては、そこまで強い法的な効力はないかなと思います。もちろん同性同士でも財産の問題など、色々なことで裁判に至ることはあるかと思うのですが、不受理届の有無がパートナーシップ制度自体に大きな影響をもたらすものではないと思われま。不受理届を使用する意義は見出せないと感じておりますので、なくてもいいかと思ひます。また、市川市が危惧されていることについて、そこまで危惧されなくても大丈夫なのではないか、という感覚は持っています。
委員 C	不受理届について、どこかで明文化して定めるということは無くても良いのかなと思います。後でもし、運用上そのような必要があると感じたら、その時に対応するか、若しくは、何か書いていなくても、適切な対応はとれると思ひているので、いずれにしても今の段階では、不受理届といった非常に細かいところまで定めておく必要はないのかなと思います。
委員 E	私も千葉市を参考にして作成していくとしたら、お二人(委員 A、C)のお話しのとおり、パートナーシップは法律婚と全く同じではないので、市から通知が来るのであれば、それだけで十分なのかなと思います。
委員 B(会長)	このようなご意見が多数です。委員 D さん、問題提起をありがとうございました。それでは不受理届までは定めなくてよいということで、これは本当に法律婚のようなメリットが今は無いので、逆に言うと別れた時のデメリットもあまりないというようなことだとも言えます。まだやってみないと分からないことですが、色々なことがこれから起こると思ひますので、その時に、ケースバイケースで対応しながら要綱なり条例なりの規定を作る必要がある時に、また定めていただくということでやってくしかないかなと思います。
事務局	ありがとうございます。
委員 B(会長)	それでは次の協議項目について、事務局よりお願いします。
事務局	(協議項目6 有効性に関すること 3 転出時について 協議事項 6-3 「転出時」により説明。)
委員 B(会長)	二人とも転出した場合ですね。前回、例えば一人が転勤であるとか、そういう場合は、片方の住民票があればよいということだったので、今回はお二人とも市川市から転出した場合の証明書の返還届について、他の自治体と同様にこれを提出してもらって、返還してもらうという手続、ということです。メールの添付ファイルでいた

	<p>いただきました資料の20-3が渋谷区の例だということです。これについて、ご意見はいかがでしょうか。</p>
委員 A	<p>私は、特に違和感はございません。</p>
委員 E	<p>私もこちらで問題ないと思っています。</p>
委員 D	<p>私も異議なしです。</p>
委員 C	<p>私も異議なしです。</p>
委員 B(会長)	<p>お二人とも転出された場合の返還届につきましては、渋谷区の例などを参照し、同様の手続とすることで、よろしいですね。</p> <p>では次の協議項目について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>(協議項目6 有効性に関すること 4 パートナーの死亡時について 協議事項 6-4 「パートナーの死亡時」により説明。)</p>
委員 B(会長)	<p>パートナーの一方が死亡した時の手続についてですが、いかがでしょうか。</p>
委員 A	<p>今、市川市が提示されている内容で特に違和感はありません。「港区みなとマリアージュ制度」のように「届出書類は提出しない」という形もありますが、届出書類の提出を行い、交付された証明書も返還するということで良いと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>法律婚の婚姻だと、片方が死亡しても必ずしも離婚という風にはならないので、ずっと婚姻関係は、残ったまま、片方が亡くなっているという状態になっているので、港区はそれに近いのかなと思います。</p>
委員 A	<p>すみません。そのところ、知識不足でしたが、そういう選択肢もあるんですね。</p>
委員 B(会長)	<p>それを機に、この〇〇家を抜きたいという人もいなくはないですが、面倒なのでやっていないと思います。</p>
委員 A	<p>ファミリーシップ制度まで広げるというお話をしていましたものね。であれば、お子様がいらっしゃる場合であって、パートナーが死亡されても、受領書等の返還をしないという選択肢はありますね。そうした状況であれば返還しなくても良いのか、一度考えても良いですか。</p>
委員 B(会長)	<p>ファミリーシップを採用している自治体はどうなのでしょう。事務局の方でお分かりになりますか。</p>
事務局	<p>ファミリーシップを導入している明石市と足立区について、いま確認しますので少々お待ちいただいてもよろしいでしょうか。</p>
委員 D	<p>その間に私からよろしいでしょうか。法律婚と異なるところも多々あるかと思うのですけれども、出来れば、ゆくゆくは相続というお話とかも認められていくといいと思っているので、死亡届は確かに死亡に関しては何らかの連絡を入れていただくことは必要かと思うのですけれども、相続等の手続を行うために、返還するにしても半年くらいは猶予があってもいいのかなと考えます。色々契約の名義を変えたり、例えば借家に住んでいる人だったりすると、借主の名義の変更をしたり、各種手続の名義変更を行うのに、暫くはパートナーシップの証明書が見せられるといいのではないかと考えます。</p>
委員 B(会長)	<p>賃貸や財産分与に関わる場合があるので、即座に返還でなくても良いのではないかと、猶予期間があっても良いのではないかとのご意見でした。</p>
委員 E	<p>私もファミリーシップの件がどうなるのか、というところ次第ですけれども、確かに</p>

	ファミリーシップを考えると、すぐに返還するのはおかしいと思ったりしています。
委員 C	皆さんのご意見の通りだと思います。
委員 B(会長)	ファミリーシップを採用している自治体では、死亡時の対応について、どのように定められているのでしょうか。
事務局	<p>現在ファミリーシップ制度を導入している、明石市及び足立区の要綱を確認いたしました。お手元の赤いファイル資料 11、「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱」をご覧ください。第 9 条「受理証明書の返還」になります。明石市の規定の中には、返還の中に「死亡」を明記した規定がございません。</p> <p>同じく赤いファイルの資料 17-2、「足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」、こちらの第 7 条をご覧ください。足立区では、宣誓者の一方が死亡したときには、返還届の提出と証明書及び証明カードを返還するものとする、明記されております。以上です。</p>
委員 B(会長)	ありがとうございます。明石市と足立区では異なっているようで、明石市は死亡時の返還は明記されていないが、足立区は死亡時に返還届を出すようになっているようです。これについていかがでしょうか。
委員 A	ファミリーシップ制度を進める上で、お子さんの存在を考えたら、私は明石市と同じような形にしていくのが良いかと思えます。
委員 B(会長)	ファミリーシップのことを考えると、ということですが、皆さんいかがでしょうか。
委員 E	同じ意見です。
委員 C	お任せいたします。
委員 D	<p>私は法律婚に準じる形で、死亡の際はパートナーシップの解消を届け出ても、また届け出なくても、どちらでも良いという形にできたらと思えます。</p> <p>法律婚の場合は、配偶者と死別したとき、「配偶者の親族とはお付き合いをしたくないので、婚姻関係を終了します」という届出を出すこともできますし、逆に配偶者は亡くなったけれども、「配偶者の親族、姻族との関係は続けていきます」という形で、そのまましておく方もいます。ですので、パートナーシップに関しても同じように「死亡したのでパートナーシップも解消します」でも、「亡くなったけれどもパートナーシップは残します」でも良いという形です。</p> <p>もちろん養育する子どもがいれば、「子どもとのファミリーシップも継続します」という形で良いかと思えます。</p>
委員 B(会長)	では、どのようにしたら良いでしょうか。「死亡した場合はこの限りではない」というような感じでしょうか。
委員 D	「届け出なければならない」でなく、死亡したときに「解消を届け出ることができる」という形にできればと思えます。
委員 B(会長)	委員 D からこのようなご意見が出されましたが、事務局の考えとしてはいかがでしょうか。
事務局	一方の死亡時に、「パートナーを解消するかしないか」というお話だけではなく、死亡したという「事実」を、「事実」として事務的に届け出ただけかどうか、また、それに合わせて受領証等を返還いただくかどうかという手続の点を含めご意見をいただければと思えます。

委員 B(会長)	ご本人次第というような部分があるにせよ、「届け出なければならない」としなければ、それで良いのではないのでしょうか。
事務局	そうですね。
委員 B(会長)	要件に「死亡時」を含めなければ、残った方としては委員 D のおっしゃるところの選択肢(返還するか否か)を阻むことにはならないので、それも可能と理解できる、ということでもよろしいでしょうか。
事務局	台帳上の管理をいたします上で、市としては、(死亡等)一定の事実を確認しておきたいということも踏まえて、手続としての必要性についてご議論をお願いしたところですが、しかし、「敢えて届け出なくてもよい」ということであれば、それまでの台帳記載がそのまま変わらずに残ることになります。結果的に大勢には影響はありません。そのように整理をするのもよろしいかと思えます。
委員 B(会長)	戸籍上は死亡届が出されますので、戸籍上は死亡したということになりますね。ファミリーシップの解消届が出ていなくても、亡くなったという事実は厳然としてあるということですから、とすると明石市のように、一応、解消届を出すか出さないかということは、それほど大勢には影響ないと言いますか、ファミリーシップなり、パートナーシップを利用していた方に対し、できるだけ利益になるようにと考えれば、死亡したときに解消届を「出さなければならない」と入れなくても大丈夫、ということでもよろしいでしょうか。明石市方式で、「死亡した時」を入れないとする、というのが皆様のご意見です。
事務局	承知いたしました。
委員 B(会長)	ありがとうございます。6 が終わりました。 続きまして議題(2)その他について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	前回の協議会におきまして、これまでご議論いただきました各協議項目につきましては、委員の皆様から頂戴したご意見を基に、一つの到達点として整理をいたしまして、今回の協議会に提出することとなっておりますが、それが、お手元の青色ファイル 7「協議事項に対する意見のまとめ」でございます。 また、前回の協議会でご意見がございました、市立小中学校における混合名簿の利用について、また、学校・公共施設の誰もが利用できるトイレの設置状況等の調査結果についてまとめましたものが、お手元の赤色ファイルの資料 21「公立小中学校・公共施設調査」となりますので、併せてご説明、ご報告させていただきます。 (議題(2)その他について 協議項目 7「協議事項意見まとめ」について 協議事項 7「協議事項意見まとめ」により説明。)
委員 B(会長)	ありがとうございます。これまでの協議事項の意見のまとめをご説明いただきましたが、これについて何かご意見はございますか。
委員 C	発行形式で、ブロックチェーンで証明書を発行していることのご紹介をさせていただきました。「日南市が利用しているので、参考にするとよい」という文言になっているのですが、私としましては、「日南市が利用しているので、市川市でも導入していただきたい」という気持ちで申し上げたところですので、差し支えなければ、そういった文言に変えていただけると有難いと思えます。
委員 B(会長)	ありがとうございます。「参考にする」というよりは、「採用を是非検討してほしい」

	というご意見です。
委員 C	1 度ブロックチェーンに登録すれば、何度もいろいろなところで登録しなくて良いという利便性があると思っております。
委員 B(会長)	事務局、よろしいでしょうか。
事務局	承知いたしました。
委員 B(会長)	他にご意見はございますか。
委員 E	特にございませんが、まだ決めなくて良いということなのですが、条例か要綱か、ここはどうなるのかと思っております。
委員 B(会長)	ここは両方の意見があったということで、使い易さや本気度、ご意見が分かれています、ということで市長に提出するということですね。 他にはいかがでしょうか。
委員 A	特にございません。これまで話し合ってきた内容が見られて良かったです。
委員 D	制度の趣旨、目的のところ、この案で出していただけたところがとても良いと思います。ありがとうございます。 また、条例にするか要綱にするかですが、パートナーシップに取り組む意欲のない自治体に住んでいる友人が言うには、首長のやる気により制度が作られるか作られないかに分かれてしまっている、ということ強く言っていたので、できれば早く制度を作って発足していただきたいと思うところです。以上です。
委員 B(会長)	ありがとうございます。条例にするとしたら議会を通さなくてはならないので、12 月か 2 月ということになりますね。 新宿区は区長があまり賛成ではなかったそうですが、市長にやる気があるとすれば、条例でもいけるのかもしれませんが。このあたりは、私たちは議会の情勢が分からないので、両論併記的な形でまとめるということによろしいのではないかと思います。 整理していただき、ありがとうございました。ここについては、大きな問題は無いようですので、さきほど委員 C から出されました箇所を工夫していただきますようお願いいたします。では次に、7 の資料について説明をお願いします。
事務局	(「公立小中学校及び公共施設の現状」について 資料21「公立小中学校・公共施設調査」により説明。)
委員 B(会長)	調査をお願いした件についての資料ですが。ご意見、ご感想はいかがでしょう。私はびっくりしました。小学校でこれほど男女別の名簿がまだ残っているのかと。
委員 A	びっくりしましたね。私もやはり、混合名簿と男女別名簿が明確に分かれていることに驚きました。全国的な推進度合いについて信頼できるデータが分かりませんので、どこと比較をすれば良いか分からないため主観になるのですが、こういったものは学校レベルで決めて推進していくということで、市としての方針が打ち出されている訳ではないのですよね。 ということは、この値は、市川市のジェンダー観で、性の多様性への理解ととても繋がってくると思います。人権講習会など先生方が毎年受けられていると思いますので、是非教育委員会と連携して、性の多様性や、ジェンダーのことも含めて、講習を増やしていただきたいと思います。率直に感じました。

委員 E	<p>あまり教育現場のことを考えたことは無いのですが、大人より子どもの方が悩みを解消できないという点から言うと、大切なところだと思います。自分に子どもがいなくて、周りにも子どもがいないので、正直遠いことなのですが、改めて勉強になりました。</p>
委員 D	<p>トイレは、いわゆる「誰でもトイレ」であり、障がい者の方も利用できるトイレを「男女共用で利用できるトイレ」としてカウントされているのか伺いたいのですが。</p>
委員 B(会長)	<p>いわゆる「誰でもトイレ」のことだと思います。</p>
委員 D	<p>ありがとうございます。後ほどトイレのお話になった際、またお話ししたいと思います。</p> <p>制服についてですが、去年、行徳高校が男女どちらの制服も選べるというニュースが全国放送された時、ネットの反応としては「千葉県すごい」というような良い反応があがっていたので、制服もなるべく一個人で着たいものを選べると良いと思います。</p>
委員 C	<p>まず、このような貴重な調査をしていただきどうもありがとうございました。せっかくこのようなデータも出ましたので、名簿の形式についてもそうですが、やはり制服については、いま委員 D がおっしゃったとおり、いわゆる選択制とし、色々なタイプの中から、誰がどの組み合わせで選んでも良いという形を目指すべきかと思います。</p> <p>混合名簿、制服の選択制、トランスジェンダーフレンドリーなトイレの設置、いずれも大切な課題です。私は教育委員会と市との権限関係については良く分からないのですが、是非、教育現場に向けて何らかの形で、「混合名簿にしてください」であるとか、「制服は選択制にしてください」であるとか、また、トイレについても「改築の機会があれば、必ずトランスジェンダーフレンドリーなトイレを取り入れてください」といった通知等を出していただきたいと思います。学校等に対し、しっかりとした文書形式で残すことは、市川市の先進的な行動が全国に普及する機会にもなるし、そういった情報が公表される形になることが望ましいと思います。</p> <p>また、2 の公共施設のトイレの状況も大変興味深く拝見したのですが、市の権限が及ぶ範囲に関しましては、改築などの機会があれば必ずこういったものを設置すべきだとか、市が造る施設でないにしても、例えば補助金を出すといった形の推進策を市川市全体で執ることができれば良い、と提案させていただきます。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>さきほど、委員 D がトイレの話は後でとおっしゃっていましたが、いかがでしょうか。</p>
委員 D	<p>障がい者の方が使えるトイレも大事と思うのですが、友人と話していた際に、例えば体は男性で生まれたけれども、心は女性という方にとっては、どういった形のトイレが良いのかという話題となり、「誰でもトイレは障がいのある方が使えるように設計され、スペースが大きくしてあるけれど、それを多く作るよりは、男女どちらでも入れる個室形式のトイレが増えていくと有難い」という話になりました。また、例えばお腹の調子が良くなって、大きい方の用を足したいといった時に、男女別の個室が埋まっていた場合は、女性も男性も使えるトイレがあると便利だと思います。ですので、男女</p>

	<p>共用で利用できるトイレというのは、「誰でもトイレ」だけにとらわれない形で話していければ良いと考えます。</p>
委員 B(会長)	<p>私も意見を申し上げますと、まず、男女混合名簿が進まない理由は何かというのは難しいのですが、むしろ男女別名簿が残っていることによる、ヒドゥンカリキュラムについて考える必要があると思います。つまり、不必要なところで全て男女が分けられていることが、教育現場に浸透してしまうことがあり得ます。男子女子のカテゴリーを生徒指導上も多用することに繋がり、例えばトランスジェンダーやノンバイナリーの人たちは、「男子」と呼びかけられる、あるいは「女子」と呼びかけられること自体が、学校に行きたくない理由になることを考えると、たかだか名簿とはいえ、男女別名簿が学校文化を作っている、不必要なところまで男女別に分けてしまうことを温存させてしまっている問題として考えなければならぬと思います。</p> <p>それから、戸籍上の性別以外の性別で…という相談件数がゼロというのも驚きです。市川市くらいの規模であれば、ある程度は出ているだろうと思っていました。最近、私は市原市に行ったのですが、数件の事例がありました。校長先生にお会いすると、前の学校ではこのような対応をした、今の学校ではこうです、という具体的な例を持っていらっしゃるの、市川市でゼロというのが意外でした。もしかしたら当事者の児童生徒がいても、相談しにくい環境になっていないか、気になりました。</p> <p>トイレについては、例えばスウェーデンなどでは個室トイレが多いようですが、それでもスウェーデンの人に聞くと、学校現場ではトイレの全個室化はまだ進んでいないそうです。すべて個室とすることは理想ですが、スペースを多くとることになります。そう考えると、日本における理想の実現は、まだまだ遠い先になると思いますが、少なくとも「誰でもトイレ」が無いと、学校にいる間に 1 回もトイレに行けないという生徒が出てきます。千葉県では、トランス男子の生徒さんが入学する中学校に、わざわざ「誰でもトイレ」を作りました。それよりは、ユニバーサルなニーズとして「誰でもトイレ」を必ず学校にひとつは作りましょう、としたほうが、実現可能性は高いと言えます。子どもたちが怪我をして車イスとか松葉杖の生活となることもあり得ますし、この現状は変えていっていただきたいと思います。ただ、委員 C がおっしゃったように、教育行政は一般行政から独立していますので、教育への政治不介入は守られています。例えば 2000 年代の初頭、千葉県も男女共同参画課が中心になって、男女混合名簿を広げた時もありましたので、市川市の多様性社会推進課が教育委員会へ提言するとか、助言するとかの形を(それを教育委員会受け入れるかどうかは分かりませんが)是非この機会に考えていただけたらと思っております。全体に対する感想のような意見です。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。本日、様々なご意見をいただきましたので、これらを最終的な提言書の中に入れさせていただきたいと思っております。</p> <p>この提言書は市長まで上げられますが、併せて教育長に直接お会いし、提言書の内容をお話することにより、教育委員会全体に責任をもって伝えてまいります。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>いま、委員 A が皆様に金沢大学の調査結果を共有していただきました。</p>
委員 A	<p>トイレの話が出ていましたが、産学協同の研究ということで、金沢大学や LIXIL</p>

	<p>が、2～3 年前にトイレ研究をされています。結果的に、一番良いトイレの在り方というのは、選択肢があるということ、これは帰結しています。是非、選択肢のあるトイレの状況を作っていただけたらと思います。ご参考までにご覧ください。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>選択肢ということで、ひとつ言い忘れました。先ほどの制服の件ですが、千葉県では柏の葉中学が有名になりました。ブレザーとスカートとパンツを全て選択できるということです。中野区、世田谷区もそのようになったと思います。また、千葉市が詰襟を廃止する方向で、かなり具体的に動いているということを知っています。</p> <p>柏の葉中学について詳しく述べますと、ブレザー、パンツ、ネクタイ、リボン等、それぞれの組合せを自由に選べるとのことです。制服の業界も今それを推進し、活路を見出して、新たな制服ニーズを生み出そうとしているようです。だからといって、柏市全体が変わっていくかということ、そうでもなく、ただ教育委員会の中にとっても熱心な方がいて、全教職員が3年に1度はLGBT、性の多様性についての研修を受けるようにしておりますので、そのように熱心に関わってくださる方がいるということが、大変重要だと思いました。</p>
委員 C	<p>もう一つよろしいでしょうか。教育委員会へ伝えていただきたいことなのですが、いわゆる性の多様性の教育と言いますか、性的指向、性自認に関する教育というのが、いま学習指導要領の中に入っていないということもあって、全国一律では行われていない現状があります。こうした制度や設備を整えることと併せて、性の多様性教育というものを市川市で是非、国とは独立して、独自に進めていただきたいということ、可能であれば、これも通知なりで出していただければと思います。</p>
事務局	<p>承知いたしました。今のお話も提言書に入れさせていただいて、教育委員会にお話をするようにしたいと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>今、教育委員会では、SDGs はとても熱心に各学校でも取り入れていますので、SDGs の中に位置付けると、総合的な学習の時間の中でやる必然性が出てくる、ということをおはひたすら言っております。そういった具体的な方策も含めて、提言書をまとめるときに、私も提案させていただきたいと思います。</p>
委員 D	<p>混合名簿に関してですが、私が男女混合の名簿で学校側から接遇されたのは大学が初めてでした。高校までは、男女平等とは言っても、世の中は男性優先だな、ということをお男女別名簿から何らかの形でメッセージとして受け取っていましたが、それが大学で男女混合であいうえお順で並ぶとなり、「ここは男女平等に能力で評価してくれようとしている」というメッセージを受け取り、とても気持ちが楽でした。男女別名簿には目に見えるデメリットは無いのかも知れませんが、暗黙のメッセージとして受け取ってしまう子どもたちがいるかも知れません。</p> <p>健康診断、婦人科の問題、男性ならではの体の悩みなど、男女別が必要な場面もあると思います。しかし、分けなくても良いところであれば、男女混合にいただけると、子どもにとっても健やかな心の成長という意味で良いかと思っています。</p> <p>また、制服に関して、私は(スカート自体は好きでしたが、)寒い冬にスカートを履くことがとても嫌だったし、逆に、今のような暑い日本であれば、男性だって涼しいワンピース型のスカートを着ても良いと、私は思います。個人的な思いですが。</p>

委員 A	<p>教育委員会の方々と二人三脚でということには、私も賛同します。研修等のカリキュラムに、どんどん入れていただきたいと思います。また、並行して皆様の部署でもできることはたくさんあるかと思っています。実際、私の知っている行政の取り組みとして、教育委員会ではなく、LGBT を支援・推進する皆様のような部署の方々が、保護者向けにリーフレットを出したり、教員向けのハンドブックを作ったりしていました。教育委員会を通さずとも、皆様の部署から発信できることがあるかと思っています。</p> <p>教育現場でも企業でも、多くの当事者の方々がどんなことに困っているのか、知らない人がほとんどです。なので、まずは知ってもらうというベビーステップを踏むこと、それは教育委員会ではなくて皆様の部署でもできることかと思っています。発信できるものは早々に、もしくはドラフトを作成しておくなど、来期に向けて動きを作っていただければ嬉しいと思います。是非とも、よろしくお願いします。</p>
委員 B(会長)	ありがとうございます。ほかに何かご意見ございますか。
委員 A	市川市としてパートナーシップを制度化した後、千葉県内でパートナーシップ宣誓をしている他の自治体と連携する考えはございますか。
事務局	今のところは、まだそこまでは考えていない、というところですが、前向きに考えなくてはならないと認識しております。
委員 B(会長)	このことは熊谷知事が公約に入れていますので、おそらく全県で何らかの動きを取りますが、県レベルでは今は茨城と群馬ですね。
委員 A	あと、大阪府もできるようになっています。
委員 B(会長)	<p>そうでしたか。県レベルで動く時は、既に制度を持っている自治体が発信する側となって活躍されるものと、私は期待しています。その時は市川市も頑張ってください。</p> <p>それでは今日の議題は、全て終了いたしました。これをもちまして令和 3 年度第 3 回市川市多様性社会推進協議会を閉会いたします。事務局にお返しします。</p>
終了	(事務局より今後の協議会の日程等の事務連絡)